

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



2025.09.02

No.025



八
地
申
第
5
号

申第1号『JR 東日本グループで働く社員の“命”を 熱中症から守るため、「安全な労働環境の確保」と 「迅速かつ適切な初期対応」を求める緊急申し入れ』追加申し入れ

JR 東日本輸送サービス労組八王子地本は、8 月 1 日に申第 1 号『JR 東日本グループで働く社員の“命”を熱中症から守るため、「安全な労働環境の確保」と「迅速かつ適切な初期対応」を求める緊急申し入れを提出しました。これは、例年を上回る速さと気温による厳しい環境の中で働かざるを得ない日々が続いている現状において、屋外だけではなく屋内でも熱中症になるおそれがあることなどを考慮した JR 東日本グループで働く社員の“命”を守るために緊急申し入れとして提出したのになります。



申第1号申し入れは
こちらをご参照ください

しかしながら、提出から 3 週間以上経過した現在も交渉は開催されていません。このような会社姿勢では、熱中症から社員の“命”を守ろうとする本気度は感じられませんし、労働三権である団体交渉権の軽視であることはいうまでもありません。

緊急申し入れ提出以降も、熱中症により体調を崩す社員が相次いでおり、予断を許さない状況が続いています。8 月 19 日に気象庁は『全国的に暖かい空気に覆われやすいため、向こう 3 か月の気温は高いでしょう』という 3 か月予報を発表しました。また、環境省が発表している全国の暑さ指数が 33 以上になると予測される地点がある時に発表される“熱中症警戒アラート”が今夏、東京都では 7 月 6 日以降 30 回、山梨県では 6 月 18 日以降 34 回(8 月 28 日現在)発表されており、山梨県では 2021 年に開始されて以降、過去最多の発表回数となっています。

このような状況に対し現場からは、さらなる対策・対応を望む声や体調を崩した社員への初期対応の改善を求める声など多くの声が八王子地本に寄せられています。そのようなことから、改めて JR 東日本グループで働く社員の“命”を熱中症から守るために下記の通り申し入れました。

申し入れ項目

1. JR 東日本グループで働く社員の“命”を熱中症から守るために、熱中症リスクを低減させる対策を講じること。

**申1号・申5号交渉は9月4日開催決定！
猛暑から命を守るための具体策を求めます！**